

Title	金為替本位と印度通貨 (二、完)
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.10 (1914. 12) ,p.1337(109)- 1347(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141201-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一言に云へば王朝時代は補助的時代で頭ばかり大きくて日本史は京都史たる観がある、否藤原平氏二氏の歴史ともみらるゝのである。ある意味に於いて鎌倉時代は個人自覺の時代であつて經濟史上土地分配問題と云ふ上よりみるも極めて興味あるので閥族の一人たる九條兼實の日記はこの時代のことを陰に陽に記してゐる。

日本で物價論の始めてあらはれたのは恐らくは鎌倉時代は始めて、あらふ。吾妻鏡に鎌倉に於いて薪炭騰貴のことをかいてゐるが玉葉には物價騰貴の原因を論じ、之れが救濟論など價値ある記事も乏しくない。勿論京都を主とした記事だから全國一般を推す譯にゆかぬけれども從來茫たりし通貨問題に一道の光明を與へるものがある。そして朝廷より出づる法令はどれだけ効果があるか疑問である。物價制限令は主として座に向つてのものであるか、また廣く指したものであるかについても玉葉は研究の方針を與へて

ゐる。

臺記の記者藤原頼長は平家富豪の一因を外國貿易に歸してゐるが玉葉によれば清盛は外國貿易を重んじ、福原築港の企てもこれが爲てあり外國貿易のことも屢々略知るに足る記事もつてゐる。その他日本の社會主義史上見逃すべからざる記事もあるけれども他日を期することとした。

根本史料を紹介して玉葉を解説するを主としたけれども知行以下皆かけは冗長に失する憂あるから後半には内容を概括するに止めた。玉葉の如き浩漭なる年中行事的の日記の間に砂金を拾ふつもりで經濟史料をあさり、經濟史家の參考に供しただけで重大なる問題については姿をかへて述ぶるつもりである。

金爲替本位と印度通貨 (二、完)

向井 鹿松

かかる事情の下に發行せられたる「ルーピー」の流通高は決して舊制度の下に於けるが如く自然的に調節せらるゝことなくして、人爲的に左右せらるるものなり。

報告書は又「印度には實際金貨の流通するものなきが故に其貨幣制度は人爲的の制度たるを免かれず、随つて惡制度なり」と云ふ批難に對して一つの辯駁を試みたり。今其全文を引用するに左の如し、「世人が此の所謂人爲的の制度と對照せる理想的の制度は英國に於けるか如く地金銀を造幣局に輸納すれば何人とも雖も其唯一法貨たる金貨を受取ることを得る制度を云ふものならんも、吾人を以て見れば斯くの如き對照は何等

の意味を有せざるものなり。何んとなれば任意に金貨を輸入する權利と、印度に於て金貨を自由鑄造することを得る權利との間には何等實質上の差異なきものなるが故なり。故に印度の通貨制度が英國と異なるが故に人爲的の制度なりと云ふ批難は、單にルーピー銀貨が定位貨幣の一種にして實價以上の價格にて流通し、而も無制限法貨なりと云ふ事實を指すに外ならず。然り現行制度にてはルーピー銀貨の法貨たる資格を制限することすらも實行し得ざる所なるが故に此意味に於て本制度を人爲的の制度なりと云ふは至當なり。然れども吾人は此の制度が、かかる程度に於て人爲的なるが故に之を惡制度なりとする思想に對しては全然反對せざるを得ざるなり。何んとなれば實際政府が政府自らの利益の爲めに通貨の流通額を左右するは不可能の事にして政府は唯民間の需用に應じて通貨を膨脹することを得るに過ぎざるを以て也」云々。金貨

の自由鑄造の權利と之を輸入する權利との間に於ける相違が、しかく等閑に付すべきものに非ざるは、かの濠洲に於ける金鑛の發見後(造幣局新設前に於て)の有名なる實例によりて徴するを得べし。即ち倫敦に於ける地金の造幣公價三鎊十七志十片に對し、南濠洲に於ける地金の市價は下落して四十五志となり、ゾクトリアにて六十志となりたることあり。

尤も現今にありては此自由鑄造權と金貨を自由輸入する權利との差異に關する批難は次の事實に比すれば比較的重要なならざるものなり。次の事實とは吾人が引用せる報告書文中の最後の意味に於ける人爲的作用を指すものなり。即ちルーピー銀貨は一種の定位貨幣にして而も無制限法貨たる資格を有するのみならず、印度全體に於ける主要なる交換の媒介物にして隨て又價格の尺度となるものなり。金貨及紙幣も多少流通せざるに非されども、ルーピー銀貨は尙印

度に於ける通貨の大部分を構成せり。此の批難に對する報告書の答辯は其の論旨甚だ薄弱なり。即ち報告書にては政府は政府自身の利益の爲めに通貨を左右すること能はずと云ふも、既に本篇の始めに於ける歴史的記述によりて明かなる如く、政府が本制度を採用するに至りしは其根柢に於て爲替相場の動搖を防きて政府自らの便益を計らんが爲に外ならず。かくて造幣局を閉鎖し、爲替相場を騰貴せしめて、之を維持するに勉むるや、其準備金の維持に關する複雑なる施設、準備金の性質及貯藏所等は、一に政府の目的に合する方針によりて定められたるものなり。かくの如くルーピー銀貨が倫敦に於て仕拂はる可き金貨に對して其價格を維持する事の以外に貨幣としての他の職分は全く閑却せられたるか、或は金爲替本位制特有の作用に依りて自ら全ふせらる可きものなりと想像せられたるが如し。次に報告書には政府が造幣收益を得んが爲め

にルーピー銀貨を鑄造せずして、必ず社會の需用に應じて鑄造する限りは、其の伸縮に人爲的手段を加ふる上に於て何等の困難ある可き筈なしと論せり。各特定の時に於て新鑄造高を適當なる社會の需用額に適合せしむることは困難なる事實なるが、而も新たに貨幣を鑄造することは其伸縮に人爲的手段を加ふる點より見れば只問題の一面に過ぎずして、尙他の一面に於て必要の場合には人爲的に通貨を收縮するの要あることを注意せざる可からず。若し印度のルーピー銀貨が印度國內に於て容易に金貨と即時兌換し得可きものならば通貨の收縮は自動的に行はるべき筈なり、而して實際ルーピー銀貨は銀行紙幣と同しく直接金と兌換せらるべきものなれば此點より見れば一見何等の困難なきが如し。然れど金爲替本位制は「政府は進んで内國貨幣に對して外國爲替を賣却するも、内地に於て内國貨幣を金貨と引換ふることを喜ばざるの傾向

ある」(キインズ氏著書六頁)ことを以て其の眞の本質となすものなり。かく内國貨幣を金貨と引換ふるには此の困難あるを以てルーピー銀貨は此範圍内に於て不換紙幣と同一の地位を占むるものと云はざるを得ず。ハリソン氏も亦此の報告書に對し適切なる批評を下したり。(Quarterly Review, April, 1914) 即ち曰く、「現今ルーピー銀貨と紙幣との間には何等實質上の相違あることなく、共に政府の負債にして金貨に對して平價を保つ可きものなり。只異なる處は一は銀に印刻したる手形にして、他は紙に印刷したる手形たる差あるのみ」と。斯くの如くルーピー銀貨と兌換紙幣とを同一視することは種々の疑問を生せしむるの結果を呈するなり。即ち印度に於ては紙幣の最低額面は五ルーピーなるが、何故に一ルーピー紙幣を發行せずして、費用を多く要する一ルーピー銀貨を鑄造するや。又何故に大多數の國に於ては其

紙幣の最低額面が定貨幣の最高額面に比して高きか。而して是等の諸問題に對する解決は經濟學に於ける陳腐なる問題に對する解決を一前提とせざる可からず。陳腐なる問題とは何ぞ。曰く、兌換券は濫發され得るものなりや、小額面紙幣には特に此の危険多きや云々の問題即ち是なりとす。

此等の諸問題に關しては論議頗る多年に涉りしが、結局濫發と稱するは準備金に比較して云ふものにして、換言すれば小額面の紙幣が事實上其の兌換の停止せられたる爲め物價の騰貴するに至りし事實を云ふものなること明かにせられたり、果して然らば印度に於て外國爲替及紙幣に對して必要とする準備金を別として、實際流通せるルーピー銀貨に對して印度内地に存置せらるる準備金の額如何は自ら問題とならざるを得ず。中央銀行に對するキインズ氏の提案(報告書附録六九頁)によれば流通總額の四割迄

は無税にて保證準備を以て發行し、其殘額は通貨(金又はルーピー銀貨)にて準備すべきことを規定せり。されどルーピー銀貨は其自身銀に印刷されたる一種の紙幣に外ならざるか故に、自らルーピー銀貨の兌換に對する準備金たることを得ざるや明かなり。而して今此のルーピー銀貨に對し同じ割合にて金を準備するとせば此の爲めに約六千萬磅以上の金を要すべし(ハリソン氏の説に據りてルーピー銀貨の流通高を十六億ルーピー計算せり)、而して之れ印度にとりては容易ならざることなり。而してハリソン氏は紙幣及銀貨に對する準備金は三割の金を以て足るとなしたれども尙其の困難なることを認めたり。されど氏は印度事務局が從來金を所有すると有價證券を所有するとの間に存する根本的の相違を看過せることを指摘したり。キインズ氏の計畫にては保證準備による發行は租税を納付する時は尙六割に達するまで増加することを

得れども、それ以上は増發するを得ずとせり。されど制限外の發行をなして租税を納付するも尙十片と十六片の差即ち六片なる大なる収益を生ずるを注意せざる可からず。

尙此の點に付きて論せんに、政府は印度に於てルーピー銀貨と引換に金を交付する法律上の義務を有することなし。只實際に於ては近年かかる提供をなしたれども、若し銀貨の價格が特に低落するか又は引換を求むる額多きに至らば到底之に應ずる能はざるなり。英國銀行條例の停止は紙幣が不換紙幣となることを意味するに非ずして、只保證準備による紙幣の發行高が安全強固なる制限を超過したることを示すに過ぎざれども、印度に於ては之と異なり若し政府が内地に於て銀貨を以て金貨に兌換せんとする要求に應ぜざるに至りたる時はルーピー銀貨は嚴密なる意味に於て事實上兌換し得ざるものとなるなり。

論して茲に及びて、吾人は貨幣の尙他の一職分たる價格の尺度に就て研究するを便とす。既に述べたる如く印度全般に涉りて普く使用される通貨は尙ルーピー銀貨にして、従つて物價は銀貨によりて定められ、金によりて評價されるに非ざるなり。普通の英本國人が金の造幣公價と市價との相違に付きて關知する所なきが如く普通の印度人も亦金爲替本位制に付ては何等の知識を有せず。若し貨幣制度にして圓滑に運用せらるることせば、人民が其制度に就きて何等の知識を有せざるは尙は無病息災なる者が自己の身體の構造。生理に付て知る所なきに譬ふるを得可し。反之國民の大多數が通貨に付て不安の念を懷くに至らば之れ國家にとりては憂ふべきことなりとす。

金爲替本位制は印度に於ける一般物價の上には如何なる影響を及ぼしたるやに付ては該報告書には全く言及する處なし。思ふに此の點は近年本位制に付て全世界の注意を喚起したる所にし

て生活費上騰に對する叫びは至る所に聞かれざるなきに至れり。かかる騰貴は何れの金本位國に於ても之を見る所にして、最近四十年間の歴史に徴すれば、金本位制は一般物價の動搖に對して何等の保障を有せざること明かとなれり。

千九百年來印度に於ても一般物價の甚だしく騰貴したるは疑なき所なり、尤も印度が假りに凡ての點に於て英本國と同一の本位制及通貨を採用したりとするも物價の騰貴は免れざる所なりしなるべし。されど茲に問題の要點となるは「印度に於ける現制度(英本國と同じからざる)は物價騰貴の勢を一層助長せしむることなきや如何」之なり。

既に述べたる如くルーピー銀貨は其兌換不全なるものなれば之が一般物價との關係は不換紙幣の場合を見れば尤もよく判明すべし。不換紙幣にても時としては長期間其の價格を下落せしむることなくして發行せられたる實例あれども

大多數の場合には適當なる人爲的調節をなすこと困難なるが爲めに結局は多少其の價格の下落するを免かれざりき、要する不換紙幣には常に此の危険の存する事を覺悟せざる可からず。同じく紙幣價格の下落と云ふ中にも金に對する紙幣の特殊の下落と物品に對する一般の下落とは之を區別するを要す。紙幣が金に對し打歩を生ずるに至ればとて之を以て直ちに紙幣が物品に對しても亦それだけ下落したりと云ふを得ず。換言すれば物品に對する紙幣の購買力は金に對する下落の割合よりも大なることあり又小なることあるなり。勿論特殊下落と一般下落との間に關係の存するは疑なき所なれども、而も時としては此の關係たるや頗る薄弱にして、兩者の相違大なる場合あり。之と同じくルーピー銀貨は其金爲替本位に於ける平價を維持するも、其の一般購買力は減少することあるべし。内國通貨を以て言ひ表はし

たる物價は(他の事情にして異ならざれば)常に其の通貨の數量により定まるものなり。若し通貨の數量が徐々に増加(通貨を要する取引に比して)する時は新増加高の累積的影響の及ぶ亦隨て極めて弛緩なるべしと雖も、反之通貨を收縮する手段適當ならざるか、又は兌換不十分なるか或は全く停止され、しかも新發行にして續繼せられんか、其累積的影響は直ちに表はるるに至るべし。即ちルーピーを以て表はしたる一般代價は騰貴するに至るべし。而して此の銀貨の一般的下落が一定の度に達する時は、たとひ外國爲替相場を維持する爲めに多額の準備金を擁するも、遂に特殊の下落を來すに至る。而して此の作用は準備金の多數が金に非ずして證券なる場合には特に甚だし。

印度の如く信用及銀行制度の不完全にして、且つ廣大なる面積と人口を有する國にありては通貨の増加が物價に及ぼす影響は西洋諸國に比

すれば一層直接的なるものあるべし。尤も總ての物價が通貨の伸縮に依りて變動するに至るは多少の時期を要するや勿論なり。キインズ氏が其著に於て「ルーピー銀貨が金貨に對し一志四片の名目價格を維持する間は、商人及工業家は其の商品又は製造品の代價を定むるに際し、ルーピー銀貨の實價如何に拘泥することなし(前掲書十六頁)」と論じたるは至當の言なれども、而もルーピー銀貨をして此の價格を維持せしめんとするには絶えず甚だしく通貨を膨脹せしむるに至るの事實を忘るべからず。即ち此の方法は一志四片價格を保たしむるには、一定時期の間は兎も角成功せんも、而も通貨膨脹するに至らんかそれ丈一般物價の騰貴は之を免かる能はざるなり。

此點に關してはかの英蘭銀行が千七百九十七年より千八百二十三年に至る間其の紙幣を金貨と引換ふることを政府より差止められたる所謂

銀行檢束の時代を参照するを最も可とす。此の事件に關してはバジオット氏其著ロムバード・ストリートに於て最もよく理論的説明を與へたり。事の真相は頗る簡單なり。即從來の兌換紙幣は不換紙幣となりしと雖も、尙最初十年間は金に對して下落することなかりしこと是なり。是れ銀行當局者の所置が頗る當を得たるものなりしことを示すものなるが、バジオット氏の意見によれば、彼等が自己の執りし所置に對し與へたる理由は其の沒條理なる點に於て著名なれり。銀行當局者が所謂制限の法則を適用して其紙幣の價格を維持せんとしたるは無理ならぬことなるが如し。即ち銀行は割引歩合を高くし商事取引上に於ける實際の貨幣需用額に應じて紙幣を以て貸出をなしたり。彼等は此方法によりて流通する通貨は正當に取引上必要とする額にして、隨つて其價格の下落を來すことなしと信じたり。是れ蓋し彼等が其の累積的影響に考

へ及ばざりし結果に外ならず。即ち紙幣は流通市場より引上げられ、又は輸出せらるゝことなきが故に漸次其數量を増加し、結局物價を騰貴せしめ、就中金の價を騰貴せしむるに至りたるものなり。以上英國の場合と印度の場合とは、全く同一なりや否やは古き興味ある問題なり。即ち通貨の下落の程度に關する問題は是れなりとす。

實際に於てルーピー銀貨鑄造に關して採用せられたる制限の方法は前述せる英蘭銀行が檢束時代に於て採用せし方法と事實同一なるが如し。報告書には亦たルーピー銀貨を所謂真正なる需用に應じて鑄造する以上は其價格を低落せしむることなしと論せり。(報告書十九頁參照)されど金に對する特殊的低落は平價維持の爲めに用ひらるゝ方策によりて或は之を防止し得んも、而も時の経過するに従ひルーピー銀貨の流通高増加し、物價の騰貴を來すは免かれ難き所

なり。印度の如き輸出超過國にありては物價の騰貴が甚しくなるに非されば外國爲替に於けるルーピー銀貨の平價に影響を及ぼすこと無かるべしと雖も、銀貨の價格の一般的低落に關しては始めより其の弊害を受くべし、而して結局は既に述べたるが如く其の價格の特殊的低落をも惹起すべし、特に準備金が金に非ずして主として證券よりなる時は此の危険は一層大なり。本篇に於て余は冒頭報告書が印度通貨に關し將來重大なる問題となるに至るやも測られざる事項に付き適當なる注意を拂ふを怠りしことを指摘せる後本論に入りたるが、今終に於て此等の諸點及將來生ずることあるべき弊害に付き簡單に約説すべし。

此の批評の主眼とする所は貨幣の主たる職分を指摘するに在りたり。而して是等職分は互に相關聯するが故に一つ職分を論ずる時には亦自づから他の職分に言及することを要するなり。

交換の媒介なる貨幣の職分に關しては、報告書は印度政府が過去二十年間實行せる所に從ひ主として外國爲替の見地よりルーピー銀貨を考察したり。即ち報告書はルーピー銀貨の金爲替相場スタンダードの安定を安全に且つ最も經濟的に確保する方策を研究し、而して、若し此の安定すら維持せられんか、其の主たる硬貨が定位貨幣なるや否やは印度人にとりては何等の痛痒を感ずるものに非ずと思惟せるが如し。又千八百九十年委員會が金爲替本位制を有效ならしむるには金貨の流通高を増加せしめざる可からずと主張したる意見を廢棄したり。而して、外國爲替の安定を維持するには金は之を銀行業の中心地に置くを尤も效力ありと主張し、かかる土地として倫敦を指定したり。國內に於て通貨を之れに相當する金屬と自由に兌換するを得せしむることに關しては、(舊制度の下には自由に行はれたり)重要ならざることとして之を看過したり。

貨幣の一職分たる價值の貯藏に付ては、報告書は、ルーピー銀貨の金爲替相場を維持するには金の集積を必要とすと云ふ點に關連して、之れに重きを置きたり。されど土人のなす價值貯藏の原始的の形式たる死藏チヤンに付ては全く注意を怠れり。然れども今や土人のルーピー銀貨に對する信用は舊の如くならず、隨て銀を貯藏せずして、金を求むるに至れり。而して彼等が一旦金を貯藏するや、再び得るの困難あるにより容易に之を手放すことをせざるなり。價格の尺度スケール(將來に於ける支拂を含む)たる職分に關しては報告書は、ルーピー銀貨が外國爲替相場に於て金と平價を維持する以上は其の價格又は購買力は世界的金融市場に於て定まる金の價格又は購買力と合致すべし、故にルーピー銀貨の實價如何は問ふ所に非ずとせるものの如し。然れどもルーピー銀貨が不換紙幣の性質を具有すと認むべきものなる以上は、かかる單純なる關係は之を期待する能はざるなり。

ルーピー銀貨が不換紙幣に類似する以上は又之れと同一の制限を受け、同一の弊害の存するものと見ざる可からず。殊に其の流通高を嚴格に制限するに非ざれば物價の一般的騰貴を來すの弊を免かる可からざるなり。例へば貯水地に流入する水の量が流出する水の量よりも大なる時は平準點は上らざるを得ず、加之、若し流出口全くなきときには水準は一層甚だしく上昇す可し。そは偕て置き印度に於ける物價は既に事實騰貴し居れるなり。其の騰貴の程度、性質、及び原因に付ては議論の存する所なれども、大體より云へば千九百年以後に於ける物價の騰貴はルーピー銀貨の流通高の増加に關係を有するものの如し。如斯既にルーピー銀貨膨脹の影響が表はれたるものとせば、近き將來に於ける物價騰貴は一層顯著なるものあるべし。是等の豫想にして實現されんか之れ重大なることにして現に或る最高の地位にある當局者の如きは此の物價騰貴を以て印度に於ける不安の主なる一原

因となしたり。不換紙幣又は類似の原因より生ずる物價の騰貴が常に國民の大多數に損害を加へて一部の商業階級の者を利するは學理の之を教へ又歴史上多くの事實の證明する所なり。尤も物價騰貴が金の増加に歸因する場合にありても同一の結果を生ずるが如しと雖も而も金貨の場合にありては一種の自然的經濟作用ありて漸次に貨幣の數量を制限し従つて物價平準を低からしむるものなれども、ルーピー銀貨の如き人為的に其の價格の左右せられたるものによりては全くかかる自然的作用を缺如するものなり例之、何人と雖もルーピー銀貨を鑄造して之を裝飾品となすものなしと雖も金貨は常に溶解されて、他の用途に用ひらるなり。恐らく印度政府と雖も、通貨膨脹の弊害が極度に達するに非ざれば、ルーピー銀貨を溶解して通貨を收縮することは實際上難しとする所ならん。通貨の膨脹が一定の程度を超過すれば、ルーピー銀貨の購買力の一般的低落は必ず金貨に對する特殊的低落を惹起すべし、專茲に至れば金爲替政策の主たる目的は全く失はるるに至る可し。(完)

日本に於ける田地の利廻りと農民の貯蓄心

高城 仙次郎

一 緒言

利子歩合の高低は資金の需用供給に依りて定まり、従つて資金の需用多ければ、利子歩合比較的高く、之に反して資金の供給多ければ其歩合低きことは一般に認めらるゝの事實にして茲に啻々するの必要なき所なり。又、一地方又は一國の住民の貯蓄心旺盛なれば、其地方又は其國に於ける資金は比較的潤澤なる可き道理なり。英佛兩國に於ける資金の需用が盛なるにも拘らず、此兩國に於ける利子歩合が他國に比して低率なるは英佛人の貯蓄心の甚だ大なること